

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令について所要の規定の整理を行うこと。（本則関係）

第二 この政令は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。（附則関係）